

平成十年法律第九十九号  
美術品の美術館における公開の促進に関する法律

(目的) この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。
- 二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する指定施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。
- 三 登録美術品 次条第一項の登録を受けた美術品をいう。
- 四 登録美術品公開契約 登録美術品の所有者が美術館の設置者に対して登録美術品を引き渡すことを約し、美術館の設置者が美術館において当該登録美術品を公開することを約する契約であつて、次の要件を満たすものをいう。
  - イ 五年以上の期間にわたつて有効であること。
  - ロ 当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。
  - メ 公開 公衆の観覧に供することをいう。
- 五 公開 公衆の観覧に供することをいう。

(美術品の登録)

第三条 美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができる。

2 文化庁長官は、前項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものであること。

二 前号に掲げるもののほか、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものであること。

3 文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(契約美術館の設置者の義務)

第四条 登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者（以下「契約美術館の設置者」という。）は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもつてその保管を行わなければならぬ。

(承継)

第五条 登録美術品の所有者について相続、合併又は分割（登録美術品を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により登録美術品を承継した法人は、その登録美術品の所有者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録美術品の所有者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第六条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当するとき又は登録美術品の所有者から第三条第一項の登録の取消しの申請があつたときは、登録美術品についてその登録を取り消さなければならぬ。

一 登録美術品が第三条第二項各号のいずれかに該当しなくなつたと認められるとき。

2 登録美術品の所有者が、第三条第三項の規定による通知を受けた日から三月以内に、当該登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないとき。

3 登録美術品が美術館において公開されていないと認められるとき。

4 登録美術品公開契約が終了したとき（その終了に際し、登録美術品の所有者が、当該登録美術品について、美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。）。

5 登録美術品の所有者が不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

2 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

(登録美術品の所有者の報告)

第七条 登録美術品（第三条第二項第一号に該当するものを除く。）を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

2 登録美術品公開契約を締結したとき。

2 登録美術品公開契約を締結したとき。

